

▼INDEX▼

・年始のあいさつ

■【監査室 WEB 情報】

・「監査ニュース」～勉強してもゲームし過ぎで台無し　東北大と仙台市が調査開始　外 4 件～

■【内部監査情報】

・競争的資金の監査報告書について

■【連載企画】

・How to 東山クン！　～物品の寄附漏れはなぜ起きる？？～

■【特別寄稿】

・〈内部監査レポート〉人事業務に関する監査を終えて・・・(任用班編)

・〈内部監査レポート〉フォローアップ監査　～そうだ！浅虫に行こう ～

・〈研修レポート〉会計基準研修・法規事務研修を受講しました。

■【Audit Cafe】

・「今年はコイツに注目してほしい」

表題写真：岩井崎の日の出

・年始のあいさつ

新年、あけましておめでとうございます。

今年の年末年始は 9 連休ということで、旅行に行かれた方も多かったのではないでしょうか。当室においても、各監査スタッフが実家に帰ったり、あるいはディナークルーズで優雅に（？）過ごしたりと、それぞれが日頃の監査業務の疲れを癒したようです。

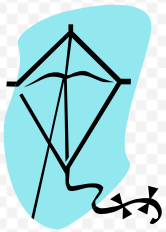
昨年末より、標準会計監査、文書管理に関する監査、フォローアップ監査と、3 つの監査を掛け持ちし、過密スケジュールで監査日程をこなしてきたので、今年は是非ソフトランディングといきたいところですが、さっそく 8 日からは実地監査が開始されます。

今年も当監査室は、この「おうでぃっとめーる」により「わかりやすい監査業務」を発信しつつ、皆様の部局にお邪魔し、時にはやさしく、時には厳しく、監査業務を実施していく予定ですので、ご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
（ちなみに、次の年末年始も「9 連休」のようですね！）



監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　～勉強してもゲームし過ぎで台無し　東北大と仙台市が調査開始　外４件～



勉強してもゲームし過ぎで台無し　東北大と仙台市が調査開始
安倍晋三首相が東北大学次世代移動体システム研究プロジェクトを視察
東北大学、東北整備局／インフラ維持管理・災害対応で連携・協力協定締結
北大:元教授「預け金」１６００万円流用　腕時計など購入
平成 25 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

（先月掲載ニュース“山形大工学部で不正経理”の補足）
本日発行の毎日新聞の本学に関する記事について



【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

内 部 監 査 情 報

・競争的資金の監査報告書について

昨年7月～8月に実施いたしました「競争的資金の監査」の監査結果について、該当部局との意見調整を終え、12月初めに内部監査報告書として取りまとめ、総長に報告いたしました。また、同月の「運営企画会議」、「部局長連絡会議」及び「事務連絡会議」に報告後、内部監査報告書（部局別詳細報告書）の写しを各部局長宛に送付させていただきました。

改善事項として指摘した事項については、速やかに改善のための措置を講じていただくとともに、実施予定期限等を記した改善計画（状況）回答書を作成していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。（監査対象19部局中12部局該当）



監査で多く見られた主に科研費に関する指摘事項を以下に記載いたしますので、自部局において該当する事項がないか、自己チェックをお願いします。

○ 交付内定通知を採択者のみに通知していた。
→交付内定通知は、審査結果を兼ねていることから、内定の可否にかかわらず、全ての応募者に通知する必要があります。

○ 応募資格の判断にあたり、部局長の承認を得ていなかった。
→応募資格の判断は、部局長が行う必要があります。

○ 交付決定通知が、不服による申請の取下げ期限経過後に送付されていた。
→交付決定に対し不服がある場合には申請の取下げをすることができるため、本部からの交付決定通知受理後、早急に研究代表者に対し送付しなければなりません。（通知日から取下げ期限まで一週間程度しかありません。）

○ 研究分担者から研究分担者承諾書を徴していなかった。
→研究計画に研究分担者を参加させる場合には、学内・学外を問わず、研究分担者承諾書が必要です。応募書類に写しを添付させるなど、研究代表者による研究分担者承諾書の保管を確認して下さい。

○ 新規課題において、交付内定通知日前に学会参加費を支払っていた。
→必要な契約等は、交付内定日以降に行う必要があります。立替払いであっても例外ではありません。

○ 新規課題において、比較的早い時期に、成果発表を用務とした旅費や論文掲載料を支出していた。
→研究開始から間もない時期の成果発表は、採択された当該科研費の研究課題との関連性に疑念を抱かれる可能性がありますので、交付申請書に基づいて実施した研究

と得られた成果及び発表内容との因果関係が説明できるようにしておいてください。

○ 実績報告書の分担者の実支出額に誤りがあった。

→補助簿の作成又は財務会計システムの入力の際に品名欄等を使用するなど、誤謬のないよう管理してください。

○ 設備備品の寄附漏れ及び資産登録漏れがあった。

→教員等への寄附手続きの徹底、月次作業における資産登録漏れのチェックなどが必要です。

監査報告書につきましては、「内部監査報告書（競争的資金の監査）要約版」を監査室Webページに掲載しておりますので、ご覧ください。

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-houkoku/kansa-houkoku-top.htm

連　載　企　画

How to 東山クン!!



この「**How to 東山クン!!**」は、内部監査において見受けられた事例や、過去に発行された内部監査事例集に掲載されている項目について、大学の会計業務に触れて間もない職員「東山クン!!」が、新たな視点で掘り下げて内容を紹介する新コーナーで、「教えて！成田君」のコーナーを発展的？に引き継ぐものです。

今回は、**「物品の寄附漏れはなぜ起きる？？」**というお題で始めさせていただきます。どうぞ、最後までお付き合いください。

お恥ずかしい話ですが、会計業務に触れて間もない私にとっては、「固定資産」という言葉を初めて聞いたとき、それがどういったものを指すのか、うまくイメージできませんでした。そのため、過去の内部監査報告書等に眼を通し、数ある指摘事項の中で「物品の寄附が漏れており、固定資産として計上されていない」と記載されていても、はじめはどういった事例なのか、はたまた何が問題なのか、「？？？」といった状態でした。

そこで今回の本コーナーでは、**物品に的を絞って**、本学における固定資産の定義を確認し、監査の中で見受けられた「物品の寄附漏れ」について触れたいと思います。

あらためて、固定資産とは何でしょうか。

固定資産の本来の定義は、一般的には会計上・税法上使用する専門用語であり、その内容も多岐に渡ることから割愛し、本学の固定資産管理業務マニュアル及び物品管理業務マニュアルから次のとおり定義を整理させていただきます。

「固定資産」とは、耐用年数が１年以上かつ取得価額が５０万円以上の償却資産及び非償却資産をいう。（なお、取得価額には付随費用も含む）

※国から現物出資として受け入れたものは、取得価額に関わらず「固定資産」に**該当**

※美術品・収蔵品といった非償却資産は金額の多寡に拘らず固定資産に**該当**

※受託研究費等によって償却資産を購入し、当該研究期間で減価償却する場合には、耐用年数が１年未満であっても固定資産に**該当**

ここで注意すべきなのは、原則として**付随費用も取得価額に含まれる**ということです。

付随費用とは、荷役費、運送保険料、関税、購入手数料、据付費、試運転費等の**取得のために直接必要となる費用**です。

では、次に固定資産の取得後の流れについて見てみましょう。
取得した物品が上記の定義に該当すると判断された場合は、**大学の資産として管理する必要がある**ため、**資産登録**を行うことになります。
具体的な流れとしましては、物品管理業務マニュアルに記載のとおり、①部局の担当係で、合計残高試算表作成の作業日程に定められた入力期限までに、財務会計システムで当該物品の資産データを登録し、②登録データの確定処理後、財務会計システムから各種帳票等を出力するなどし、当該物品について適切に管理する必要があります。

次に、科学研究費補助金等により固定資産を取得した際に必要となる物品の寄附受入手続について考えてみたいと思います。
科学研究費補助金等の取扱規程等では、設備等を購入したときは直ちに所属する研究機関等へ寄附しなければならない旨定められており、以下の流れで手続きをすることとなっています。
①研究代表者または研究分担者から大学への物品寄附申込書の提出，②寄附受入決定，③資産データの登録，④会計伝票の作成、⑤登録物品の管理といった手続きが必要となります。

それでは、万が一に寄附受入手続自体が漏れてしまった場合どうなるのでしょうか。
運営費等を財源として購入した物品の場合は、伝票起票時に「工具器具及び備品」等の資産の勘定科目を使用していますので、万が一、資産データの登録が漏れた場合であっても、月次締めの確認作業で固定資産の計上額及び財源別取得額の整合性を確認するため、事後的にではありますが、**“あれ？漏れている？”**と気付くことができると思います。
しかし、科研費等を財源とする場合は、勘定科目を「預り科学研究費補助金等」として起票するため、月次締めの確認作業で固定資産の計上額と財源別取得額で不整合が起きないことから、事後的に**“あれ？漏れている？”と気付くことができない**のです。
そうすると物品管理上の不備のみならず、本来資産として計上されるべき物品が計上されないことになり、財務諸表に影響が生じることになります。

こうした資産登録漏れを防止するため、できるだけ**「債務計上票」を作成すると同時に、「寄附受入の会計伝票」を作成し、併せて資産登録を行い、「基本入力チェックリスト」を添付の上、決裁**を行うようにしていただきたいと思います。
また、月次作業時において、財務会計システムで①「資産関連業務」→②「基本入力業務」→③「検収連動チェックリスト」で資産登録漏れがないかチェックすることが可能です。
ただし、債務計上入力時に「資産管理区分」で「対象外」を選択していると、「検収データ取込」も対象外となって取込できませんので要注意です！



部局の皆様におかれましては、日々の業務等大変お忙しいことと思いますが、債務計上票等の決裁過程において、複数者による的確なチェックを行い、物品を購入した際に寄附受入手続が必要な案件ではないか等、有効なチェック体制の構築をお願いいたします。

（正月太りでジム通いの N）

特　別　寄　稿

・〈内部監査レポート〉人事業務に関する監査を終えて・・・（任用班編）」

平成 25 年度内部監査（人事業務に関する監査）に随行した人事課が、往査部局で実際に経験し、感じた内容を「本部担当者の生の声」として皆様にお伝えすることを目的に、「人事業務に関する監査を終えて・・・」と題して、寄稿いただきました。
第１回は人事課任用班となっております。どうぞ最後までお付き合いください。

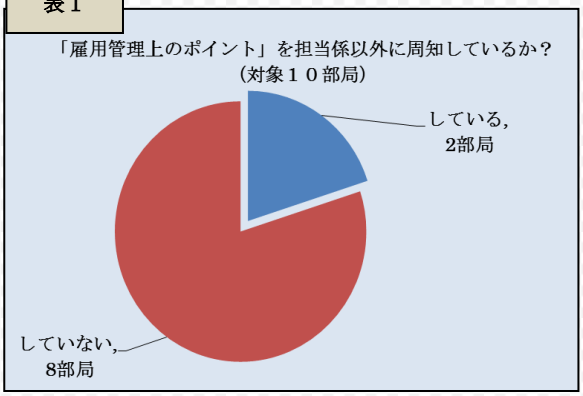
10 月・11 月に行った「人事業務に関する監査」では、種々ご協力・ご対応いただき誠にありがとうございました。人事課としては実に 8 年ぶりの監査となりました。（昔は、人事事務処理状況調査という名前で行っていました。）

久々に行った今回の監査では、新たに発見したことや改めて認識させられたことなどが多くありました。本稿では、その中から２点を取り上げたいと思います。

■人事という業務の“手広さ”

今回の監査では、平成 24 年 5 月（平成 25 年 3 月改訂）に人事課から発出した「准職員・時間雇用職員の雇用管理上のポイント」（以下「雇用管理上のポイント」という。）の周知状況等について確認させてもらいました。その結果は表１のとおり。人事担当係以外への周知は**していない**という部局が８割という結果となりました。

表１



さて、人事というものを考えたとき、その担当者とは、誰になるのでしょうか？

どこの部局にも人事担当係はありますが、他の業務に携わる方々も人事には関わっています。

部下を持つ方であれば指揮命令から勤怠の管理まで、教員についても秘書を置いたり実験の被験者を募ったり。

大なり小なり、誰もが人事担当者になりえます。

今回、監査対象とした「雇用管理上のポイント」は、そういった**現場**で人事業務に関わっている方々を対象に作成しています。いわゆる人事“事務”はやらなくても人事には関与しているという方。そのような方々の必携書として活用していただければ幸いです。

■情報を伝えることの難しさ

監査を行う中で、謝金を支出しているという話を多く耳にしました。

ところで。

雇用して給与を支払うべきか、謝金を支払うべきかの判断基準がどこにあるのか、ご存知でしょうか。話を伺うと、謝金を支出する様々な要因が見受けられました。

これまで人事課では「雇用に該当するものは、労働契約を締結すること。」という指導をしてきました。監査を通して、このこと自体については浸透しつつあると実感できたものの、**「何が雇用で、何が謝金なのか？」という判断基準については、まだまだ、浸透させるには力不足であると痛感**しました。

ちなみに、雇用か謝金かは指揮命令関係があるかどうか（＝労働者に該当するかどうか）で判断します（表2）。この点については、先に触れた「雇用管理上のポイント」の中で説明しておりますが、「おうでぃっとめーる No.33（平成 25 年 3 月 1 日号）」にも掲載されていました。人事課顔負けの詳細で丁寧な説明でしたので、是非ご覧ください。

表２
①指示等に対する諾否の自由の有無
②指揮監督の有無
③場所的・時間的拘束性の有無
④代替性の有無・・・等

今回の監査を行うに当たり、監査室から「監査とは何か」の指導を受けて監査に臨みました。その指導の１つに「監査とは部局の現状を把握し、情報を収集するという趣旨もある」というお話がありました。

普段、本部という立場から「ああしてください」「こうしてください」と指導・お願いをすることが多いのが実情です。ですが、その効果や部局の現状を知る機会というのは、実は、なかなかありません。その中で、指導・助言するだけにとどまらず、新たに発見することや再確認できることが多くあった今回の監査は、任用班としても実りの多いものとなりました。



（人事課任用班　T）

・〈内部監査レポート〉フォローアップ監査　～そうだ！ 浅虫に行こう～

内部監査における部局往査は、基本的には仙台市内の各キャンパスを回ることが多いのですが、内部統制を把握する観点から、遠隔地にある施設についても内部監査を実施しています。今回は、遠隔地にある施設に対し、どのような監査を実施しているのか一例をご紹介したいと思います。

今回紹介する監査は、生命科学研究科の浅虫海洋生物学教育研究センターに対して行ったフォローアップ監査です。さてこの施設、皆様はいったいどこにあるかご存知でしょうか？施設名称に浅虫という記載があることからお気づきの方も多いと思いますが、実は青森県青森市の浅虫温泉地区にあります。仙台駅から新青森駅まで新幹線で最速１時間４６分。そしてそこから奥羽本線、青い森鉄道を経由して約３０分で最寄りの浅虫温泉駅に着くことができます。今回の監査では、ちょうど到着したのがお昼前だったので、駅前で昼食をとり、その後センターを訪問いたしました。





【番外編】ちなみに、お昼は、郷土料理の「貝焼き味噌」と「十和田バラ焼き」を頂きました。陸奥湾でとれたホタテ貝を味噌だれで焼いた貝焼き味噌も、甘ーい玉ねぎとばら肉を特製のたれで炒めた十和田バラ焼きどちらも絶品でした。

今回のフォローアップ監査の内容は、平成２４年度に実施した「標準会計監査」にて改善事項として指摘した内部統制の不備や事務手続きの失念などについてであり、生命科学研究科事務部との連携をいかに再構築し、事務処理が適切に行われていなかった事項や内部統制をどのように行っているかということを確認させていただきました。

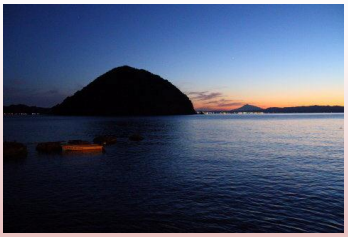
当日は、監査室が指摘した事項について、生命科学研究科会計係長並びにセンターの担当者に対するヒアリング、現場確認、書類の作成状況などの確認を実施いたしました。対応状況といたしましては、教職員に対し事務業務説明会を開催し事務処理方法を説明するなど、生命科学研究科事務部のサポートもあり、真摯に対応いただいている状況であることを確認することができました。

その他、会計業務に関する事務打ち合わせ等を行い、帰りの電車の関係もあることから、当初の予定どおり部局往査を終わらせ、夕方帰路につきました。帰り際、センターの玄関を出ると、目の前には素晴らしい風景が広がっておりました。（下記ギャラリー参照）

浅虫海岸夕陽ギャラリー



センターの前にある裸島



センターの沖合にある湯ノ島



青森市街越しの岩木山

最後に、今回往査にご対応いただきました関係者の皆様には大変お世話になりました。皆様のご協力により、無事内部監査を行うことができました。ありがとうございました。

※当監査レポートは、「おうでぃっとめーる」の演出上、グルメレポートや観光情報を一部掲載させていただいておりますので、ご了承ください。

さて今回のフォローアップ監査では、関係する担当者のご努力により業務改善を行っていることがわかりました。しかしながら、当事務室は人事上の都合もあり、現在、常勤職員が不在となっており、非常勤職員２名により事務処理が行われている状況です。

仙台から新幹線で 2 時間半、海や山の幸も美味しく、風光明媚で温泉もある浅虫に***ぜひ!!赴任してみたい***という方は、上司に相談してみてはいかがでしょうか!!

（現在、常勤職員を募集しているかどうかは不明です。（笑））



浅虫事務係長募集ポスター（JR 東海風）

・〈研修レポート〉会計基準研修・法規事務研修を受講しました。

【会計基準研修】

財務部が主催する会計基準研修について、監査室から１名（会計初心者）が受講しました。

この会計基準研修は、法人化前から続く歴史のあるものとのことで、今年は４日間の日程で行われました。

研修の内容としては、手島公認会計士が講師となり、受講者が「国立大学法人会計基準」の基礎知識を習得しながら、実務に役立つ仕訳等について演習や質疑を通じて学ぶというものでした。

なお、本研修は受講対象者を

> **・会計事務に従事する主任又は主任と同等の者で、会計業務における知識の向上意欲が非常に高い職員**
> **・将来、会計業務のスペシャリストを目指すため基礎知識の習得を希望する職員**

としていることもあって、事前に知識に不安がある者には予習も課されていたほか、研修初日（冒頭）には簿記の基礎知識があるかを確認するためのテストが実施されました。



研修の冒頭、手島公認会計士から、「この確認テストができなかったという方は、ここで帰ってください」との発言もあり、研修会場の空気は、終始非常に引き締まったものとなりました。本研修は、終始一貫して、非常に充実した内容で、私のような会計初心者には若干厳しいながらも、大学の実務に沿った内容であり、身になるものでした。（お話では自身の更なる向上のため再度の受講者も数名いらっしゃるとのことです。）

また、今年度からの試みとのことで、**グループ演習**が盛り込まれていました。

このグループ演習は、受講生２３名が３グループに分かれて行うもので、与えられた問題について、各グループ司会担当の進行により意見交換・協議を経て、グループとしての回答を出すという形式で行われました。

いざ、グループ内での意見交換・協議において発言するとなると、座学中は分かっているつもりでいたけれども自信がない・・・また、実は分かっていなかったり、誤って認識していた・・・ということもあって、座学とは違った形で大変勉強になりました。

（B グループの皆様、大変お世話になりました。）

研修の最終日にも理解度確認テストがあり、非常に難しいものでした・・・が、後日送付される結果に一喜一憂することなく、今後の日々の業務に活かしていきたいと思います。

【法規事務研修】

法務課が主催する法規事務研修について、監査室から３名が受講しました。

この研修は、本学事務系職員で、法規関連業務を担当する者やその他法規事務に関心のある者を対象としていることもあり、総務系・会計系・教務系を問わず、多くの方が受講されていました。当該研修の講義内容は概ね次のとおりです。

１講．大学職員と法規・・・
法務課長から、「法規」とは何か、について説明がありました。
２講．規則等の制定について・・・
法務課法規係長から規則等の制定にあたって必要な知識を、実例解説を交えて説明がありました。
３講．演習・・・
上記１．及び２．で学んだ内容について演習が行われ、設問を解き、その後、法務課法規係員から各問題の解答・説明がありました。
４講．「規程集・例規集」のシステムの使い方・・・
平成２５年９月に更新された「規程集・例規集」のシステムの使い方（新機能や便利な機能等）について、株式会社ぎょうせいの担当者から説明がありました。

この法規事務研修は、半日のスケジュールではありましたが、会計基準研修同様、演習の時間が設けられており、学んだことが理解できているか確認できるため、より積極的な姿勢で研修を受講することができ、大変勉強になりました。

会計基準研修も法規事務研修も所掌課の WEB ページや伝達フローで、研修資料の閲覧が可能ですので、時間の都合等で受講できなかった方は、お時間のあるときにでも研修資料を参照してみてください。

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、
「今年はコイツに注目してほしい」というお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

先日、監査室内で“自分の出身校の著名人”という話題になりました。某在仙私立大学は、大友康平（HOUND DOG）、さとう宗幸（OH!バンデス）らのミュージシャン、鈴木京香、篠ひろこなどの女優、その他にもワッキー貝山（サンドウィッチマンからは「兄貴」と慕われているとかいないとか。）ら各方面の錚々たる大物が名を連ねていたのに対し、我が母校である某地方大学の著名人といえば、井村久美子（女子走幅跳日本記録保持者、旧姓：池田）、千葉麻美（女子 400m 日本記録保持者、旧姓：丹野）ら、陸上界では有名であるものの、万人に広く認知されている著名人は皆無という状況でした。その時、私の心の中では、ある一人のカリスマダンサーを思い浮かべていたのですが、みんな知らないだろうと思い、口には出しませんでした。
しかし、今回は新年１発目ということもあり、彼のより一層の飛躍を期して、“今年はコイツに注目してほしい”と題して、私の大学時代の先輩であり、仙台市出身のアニメーションダンサー、「はむつんサーブのりきっちょ」こと、小野寺理樹さんをご紹介します。

私が入学した時のサークルオリエンテーション（略してサオリ）で、一際異彩を放っていたのが「ダンス同好会（現・D.FOOL）」というサークルでした。全身黒ずくめの衣装をまとった人達がマイケル・ジャクソンの曲に合わせて踊っていたのですが、その中でも抜群にキレのあるダンスを披露していたのが当時の会長である理樹さんでした。「カッコいい！これだ！！」何か新しいことにチャレンジしたいと考えていた私は、迷うことなく、その場で名前を書きサークルに入会しました。
理樹さんが入会するまでのサークル活動は、週に１回程度で、大学祭で 20 名程度の観客を前に“自己満足なダンス（観客がどう感じているのかは度外視）”を発表するのが唯一のイベントだったらしいのですが、理樹さんは、活動を週 4 回に増やしたほか、大学祭での発表以外にも、市内の会場借上げによる有料チケット制のダンスライブを企画し、開催するなど、様々な改革を起こし、現在のサークル活動の基盤を築き上げた偉大な先輩です。

特にいつも口にしていたのは、「自己満足なダンスしか踊れないならステージには上がってほしくない。見に来てくれるお客さんを第一に考え、満足してもらえるようなダンスを目指してほしい。」ということでした。（言い方はもっと雑ですが、大体こんな感じです。）

ライブが大成功しても決して満足することなく、常に自分に厳しく、“もっと上手くなりたい”という向上心を持って日々誰よりも練習に励み、後輩の良きお手本となる、そんな先輩でした。



大学卒業後は上京して“りきっちょ”と“だーよし”の２人で「はむつんサーブ」というダンスユニットを結成し、日本最大のストリートダンスコンテスト「JAPAN DANCE DELIGHT」で見事準優勝を果たしました。また、あの世界の歌姫マドンナが YouTube で「はむつんサーブ」の動画を見て、「コノコタチ、イイワネ！ヤルワネ！」と言ったのをきっかけに、マドンナのミュージックビデオへ出演し、ワールドツアーにも参加（出演、振付）するなど、活躍の場を大きく広げています。（その翌年もマドンナから直々にツアー出演依頼のメールが来たのに、“海外は日本と比べて食事がマズイし、長期間拘束されるのはイヤだ”という理由で断ったという逸話があります。）その他にも、富士通「FMV」の CM で木村拓哉とウサギがコラボした「ウサタク」の振付や、SONY「ブラビア」の CM で矢沢永吉がコマ送りで踊っている体の部分を表現していたのも、りきっちょです。皆様もぜひ一度、「はむつんサーブ」のダンスをネットでご覧になってください。

最後に、新年を迎えるにあたり、監査室の業務において何か目標を掲げたいと思っていたところ、ふと、大学時代の理樹さんの上記メッセージを思い出したので、引用して書いてみたいと思います。

≪私の 2014 年の業務目標≫

「誤りを指摘するだけの自己満足な監査しかできないなら、真の監査スタッフにはなれない。被監査部局の担当者の皆様を第一に考え、部局の立場や実情も踏まえたうえで真摯に対応し、監査を受けて良かったと満足してもらえるような監査室、監査スタッフを目指したい。」

ちょっと大げさですが、これを目標に今年１年頑張りたいと思いますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

（今年もノロわれた K）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】

東北大学監査室

０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）

０２２－２１７－５６８０，４８８０（佐藤、荒澤、菊地、西川）

【メールでのお問い合わせ】

東北大学監査室

kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します